

【再評価対象の基準】
ア：事業費が予算化された時点から５年目においても未着工の事業
イ：事業費が予算化された時点から５年目において継続中の事業
ウ：５年目においても、準備・計画段階にある事業
エ：再評価実施後５年が経過した時点で継続中または未着工の事業
オ：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和8年度 再評価対象事業一覧表

注)※印欄は、令和7年度末の数値。

番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名 〔事業場所〕	事業の内容	B／C	事業化 年度	完了予 定年度	現時点 での全 体事業 費 (A) (億円)	投資済 額※ (B) (億円)	事業進 捗率※ (B/A) (%)	全体延 長or面 積 (C) (km)又は (ha)	供用済 延長or 面積※ (D) (km)又は (ha)	供用率 ※ (D／C) (%)	未取得 用地面 積 (ha)	未取得 用地面 積率 (%)	事業の進捗状況等	再 評 価 対 象 の 基 準	事業費の予算化時点 or 前回再評価時点から の変更内容と変更理由 【事業期間、事業費、その他特記事項】	対応 方針 (案)	対応方針(案)を判断した理由	一括 ・ 重点
----	------	------------	---------------	-------	-----	-----------	------------	---------------------------------------	--------------------------	----------------------------	---	---	--------------------------	-------------------------	-------------------------	----------	--------------------------------------	--	-----------------	----------------	---------------

道路分野

1	神奈川県	補助 県単	都市計画道路丸子中山茅ヶ 崎線 街路整備事業 〔大和市上和田〕	道路改良 L=約1.0km W=27m 4車線	2.7	H14	R13	106	76	70	1.0km	0km	0	0.2317	12.5	平成14年度より事業に着手し、平成15年度より用地 取得を開始している。 用地取得率は令和7年度末までに87%となっている。 今後は、残る用地取得、工事を進めて、令和13年度 の供用開始を目指す。	エ	【事業期間及び事業費の変更】 事業費：16億円増(90億円→106億円) (理由) ①労務費・材料費の高騰 ②埋蔵文化財調査費用の増額など 事業期間：6年延伸(R7→R13完了) (理由) ①用地交渉が難航したため。 ②埋蔵文化財調査に日数を要したため。	継続	本事業は、国道467号との交差点周辺の渋滞緩和や 沿道環境の改善、通学児童等の歩道整備による交通 安全の向上、災害時における緊急輸送機能の強化な ど、事業の必要性や重要性は依然として高いことか ら、事業を継続する必要がある。	一般 重点
2	神奈川県	補助 県単	県道46号相模原茅ヶ崎(上 郷立体)道路改良事業 〔上郷交差点～河原口大縄 交差点〕	道路改良 L=約0.8km W=27m 4車線	1.2	H24	R13	79	24	30	0.8km	0km	0	0.2535	15.2	平成24年度より事業に着手し、平成26年度より用地 取得を開始している。 用地取得率は令和7年度末までに85%となってい る。今後は、残る用地取得、工事を進めて、令和13年 度の供用開始を目指す。	エ	【事業費の変更】 事業費：10億円増(69億円→79億円) (理由) ①労務費・材料費の高騰 ②車道橋架設計画の変更 ③地下歩道工の設計の深度化など	継続	本事業は、道路ネットワーク(南北軸)の強化や立体 交差化による渋滞・踏切事故の解消など、事業の必要 性や重要性は依然として高いことから、事業を継続す る必要があると判断する。	一般 重点
3	神奈川県	補助 県単	都市計画道路座間南林間 線 街路整備事業 〔座間市座間一丁目～入谷 西二丁目〕	道路改良 L=約0.7km W=17m 2車線	3.5	R3	R12	27	12	43	0.7km	0km	0	0.4361	61.6	令和3年度より事業に着手し、令和5年度より用地取 得を開始している。 用地取得率は令和7年度末までに38%となってい る。今後は、残る用地取得、工事を進めて、令和12年 度の供用開始を目指す。	イ		継続	本事業は、座間市の中央部を東西方向に貫き、相模 川を渡河し、圏央道へ繋がる道路ネットワークの強化 を図るとともに、交通渋滞の緩和、歩行者等の安全確 保など、事業の必要性、重要性が高いことから、事業 を継続する必要があると判断する	特別 重点

市街地整備分野

5	茅ヶ崎市	補助	浜見平地区 住宅市街地総 合整備事業 〔茅ヶ崎市浜見平〕	市街地住宅等整備	1.2	H18	R11	1100	902	0.80	27ha	23ha	0.85	-	-	令和7年度末までの事業進捗率は80%であり、団地 再生事業については、残り1期を残すのみとなり、民 間事業者への譲渡敷地、及び区画道路の整備も進 めている。 従前団地居住者及び新規入居者が入居がすべて完 了。 引き続き整備を進め、令和11年度の完成を目指す。	エ	【事業期間の変更】 事業完了年度：2年延伸(R9→R11) (理由) 補助対象施設として、IV期を追加したため。	継続	本事業は、住環境及び防災性を向上するため、老朽 化した団地の建替えを行うとともに、公共公益施設、 商業施設、インフラ等の整備を行うものである。今後 も市南西部の生活・防災機能を持つ拠点を形成するた め、事業の重要性は依然として高いことから事業を継 続する必要がある。	一般 重点
---	------	----	------------------------------------	----------	-----	-----	-----	------	-----	------	------	------	------	---	---	---	---	---	----	--	----------